

岡山市災害時受援計画 概要版

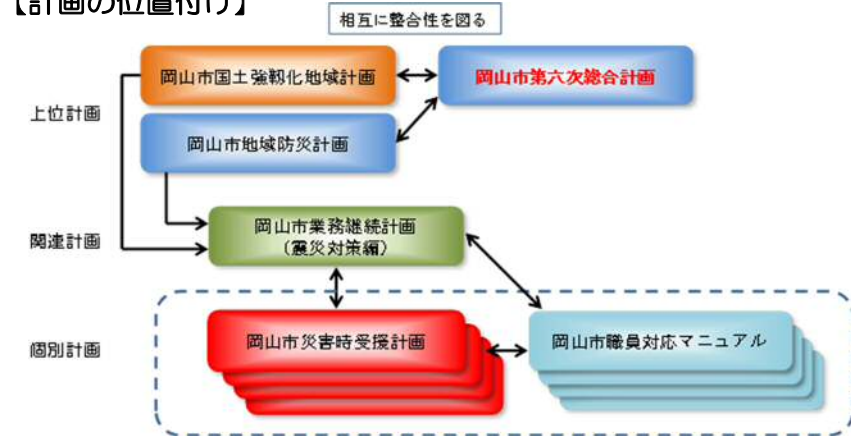
平成30年3月策定

1. 計画の目的と位置付け

平成23(2011)年3月の東日本大震災や平成28(2016)年4月の熊本地震等での人的・物的支援の受入における課題や教訓を踏まえ、より効果的かつ実効性の高い受援体制の確立を目指し、具体的な応援要請・物資要請や受入の手順、役割分担等を定めた、岡山市災害時受援計画を策定した。

また、国の防災基本計画や岡山市地域防災計画(地震・津波災害対策編)において、岡山市地域防災計画等に受援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努める、との記載に基づき、本計画は、法に基づく岡山市国土強靱化地域計画、岡山市地域防災計画を上位計画とし、岡山市業務継続計画(震災対策編)や各種マニュアル類との整合を図ったものとして位置付け、策定した。

【計画の位置付け】



2. 前提とする災害

本計画で前提とする災害は、岡山市において想定される最も大きな災害であり、岡山市業務継続計画(震災対策編)との整合を図る観点から、南海トラフ巨大地震を対象とする。

建物全壊+焼失数	約 12,000 棟	避難所避難者数(1日後)	約 120,000 人
死者数	約 1,200 人	避難所避難者数(1週間後)	約 57,000 人

(「岡山市地震・津波等被害想定結果(H25.9)」による)

3. 基本的な考え方

(1) 受援対象組織

本計画で受援を想定する主な対象組織を以下に示す。

- 自治体 : 都道府県、市町村(指定都市市長会等の応援協定組織含む)
- 国関係機関 : 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)、災害派遣医療チーム(DMAT)等
- 消防機関 : 緊急消防援助隊、消防団等
- 医療機関 : 岡山市医師会・歯科医師会等
- 協定締結団体 : 協定業者・企業等
- ボランティア : 個人、団体
- 自衛隊 : ※自衛隊法に基づく知事要請による派遣を想定

(2) 応援要請・物資要請の判断基準

要請の判断基準は、災害対策本部体制(非常体制)となる「市内で震度5強以上の地震」が発生、あるいは津波被害が発生した場合とする。またそれ以外に、本部長が受援を必要と判断した場合とする。

(3) 受援時期

本計画における受援の対象時期は、「岡山市業務継続計画(震災対策編)」との整合性も踏まえ、大規模地震発生の場合、発災後概ね1か月を想定する。

4. 災害対策本部と受援体制

(1) 受援組織の業務内容・役割

災害時における受援の業務内容・役割については、国のガイドラインにより、主に以下のことを想定する。

- ① 庁内の人的・物的資源ニーズや受入状況等、現状の把握・整理・とりまとめ
- ② 人的・物的資源の過不足整理や管理帳票作成
- ③ 今後必要となる人的・物的資源の見積り検討と応援要請・物資要請
- ④ 上記①~③の項目に関する庁内共有・調整
- ⑤ 必要に応じた調整会議の企画・運営
- ⑥ 応援職員への適切な執務環境の提供等、担当部・班への支援や配慮

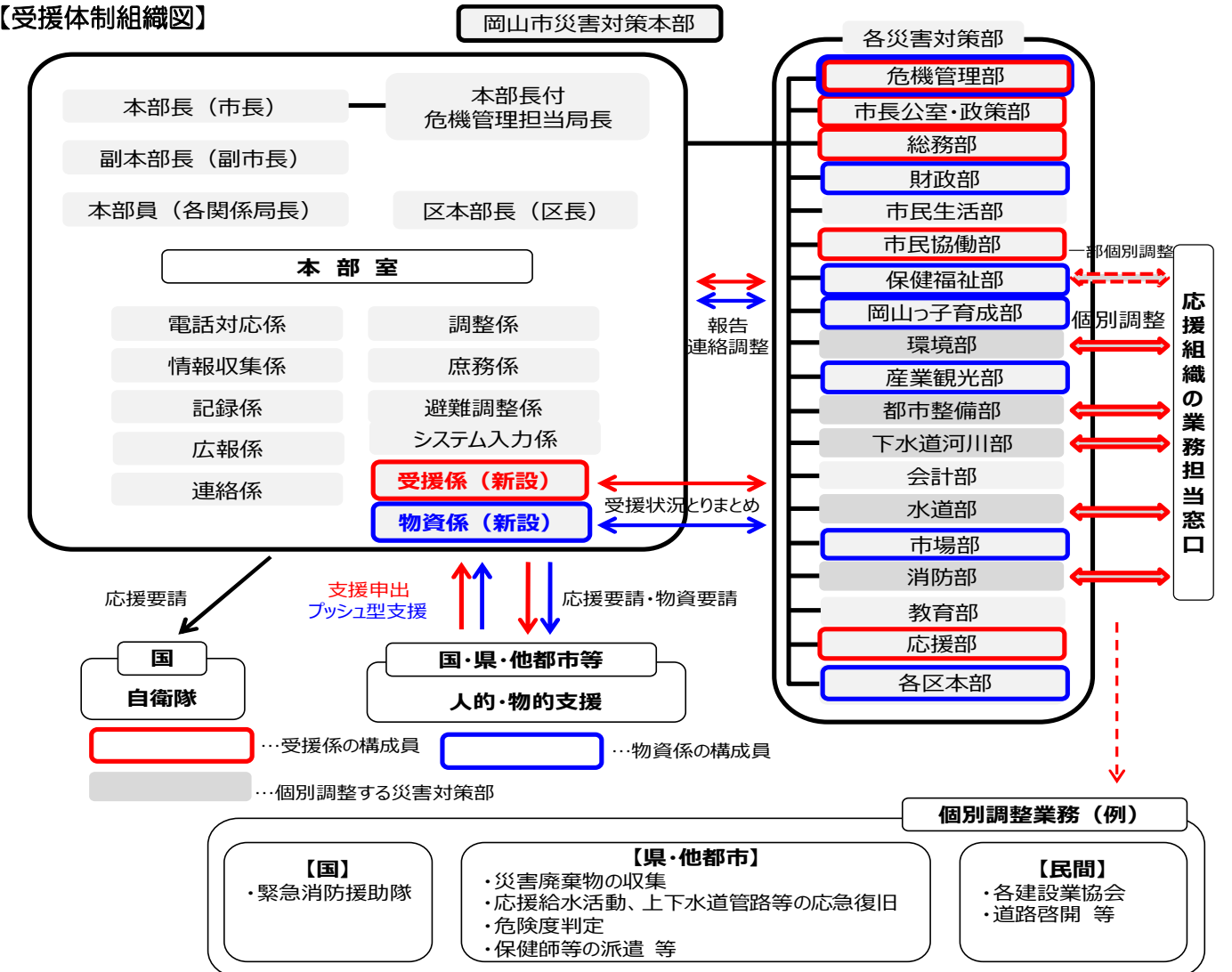
(2) 受援体制の考え方

災害時における業務継続の実効性を確保し、迅速かつ適切な災害対応を可能とするため、岡山市災害対策本部に、受援係(人的受援担当)と物資係(物資担当)を新設する。

受援係 : 人的支援に関連する業務内容の組織を中心に、8名程度の構成を想定し、全庁の調整・応援要請・とりまとめ等を担う。ただし、協定等に基づき、災害対策部から直接応援要請を行う場合は、結果の報告に基づき、情報共有・とりまとめを行う。

物資係 : 物的支援に関連する業務内容の組織を中心に、18名程度の構成を想定し、全庁の調整・物資要請・とりまとめ等を担う。

【受援体制組織図】



5. 人的受援計画

(1) 受援対象業務

受援の対象とする業務は、「岡山市業務継続計画（震災対策編）」の非常時優先業務（3,750 業務）のうち、災害対応業務（1,376 業務）について、内閣府の「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」や「地方公共団体の受援体制に関する検討会」資料、他自治体事例、岡山市の熊本地震等災害支援実績を踏まえて選定した。選定した受援対象業務は、全 364 業務であり、災害対応業務分類では、25 業務に対して下表に示す業務数となった。また、それら全受援対象業務について、受援業務シートを作成した。

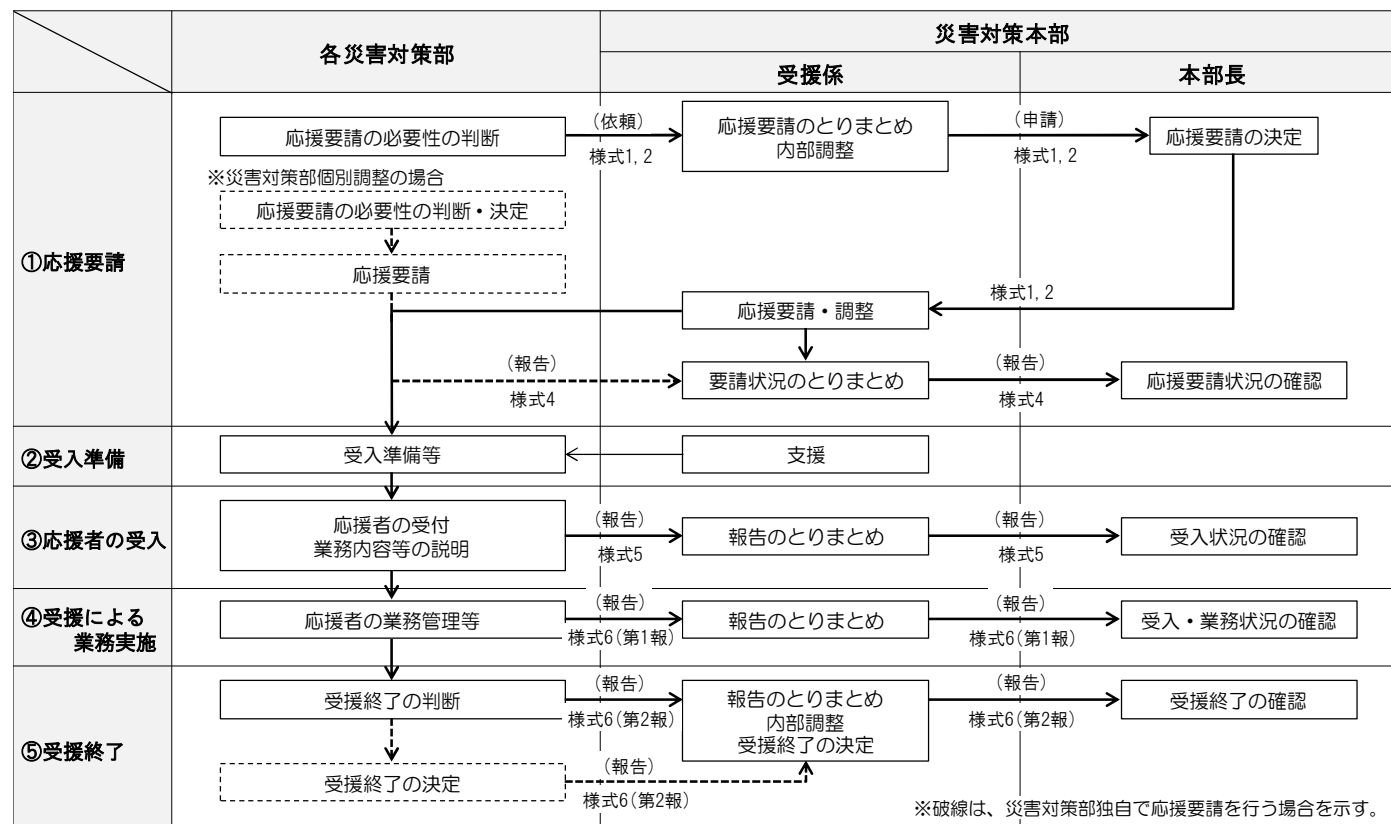
【受援対象業務の災害対応業務分類別業務数一覧】

No.	災害対応業務分類	業務数	No.	災害対応業務分類	業務数
1	災害対応体制の確立	4	14	物資の調達・供給	26
2	情報の収集・伝達・連絡調整等	36	15	建物の被害調査	9
3	道路啓開・緊急輸送確保	17	16	罹災証明書発行業務	6
4	所管施設の点検・緊急措置・被害調査等	33	17	被災者生活再建支援金手続	1
5	所管施設の応急復旧等	82	18	応急住宅確保関連業務	6
6	応援要請・受援対応	7	19	廃棄物処理	7
7	広報・プレス対応	30	20	保健衛生・防疫対策	14
8	相談窓口関連業務	15	21	浸水の排水対策	5
9	避難所の開設・運営支援	24	22	災害ボランティア対応	6
10	要配慮者支援	2	23	学校等の教育再開に係る業務	3
11	救急救護・医療活動	2	24	義援金・災害見舞金等の受付・支給	6
12	行方不明者捜索及び遺体処置等	18	25	災害に伴う給付業務・税の免税等賦課調定業務	3
13	応急給水	2		合計	364

(2) 人的受援フロー

人的受援の全体フローについて以下に示す。

なお、一部の災害対策部（環境部、都市整備部、下水道河川部、水道部、消防部）においては、応援要請を個別に実施することとしているため、フロー内では破線で示している。



6. 物的受援計画

(1) 物的受援の考え方

物的受援は、災害発生後 3 日目以降を基本として、以下の物資を想定する。

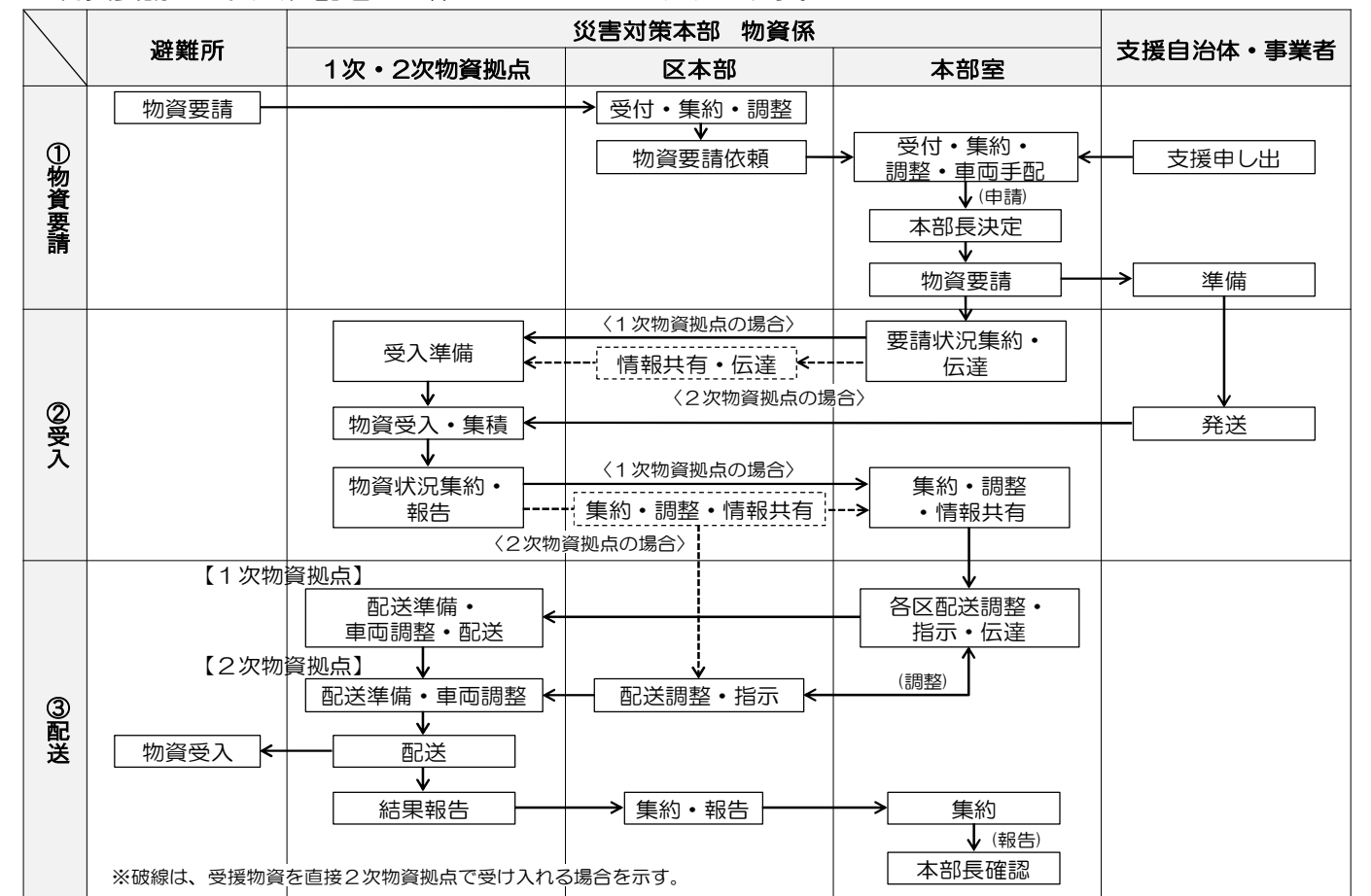
- ・国からのプッシュ型の支援物資
 - ・岡山県による県北市町村や他自治体等からの支援物資
 - ・応援協定等に基づく自治体や事業者からの支援物資
 - ・物資要請あるいは申し出による救援物資
- 岡山市における災害時の物資の流れは、岡山県が運営する 1 次物資拠点から、岡山市が運営する 2 次物資拠点（区物資拠点）を経由して、各避難所に配送することを基本とする。

(2) 物資の集積・搬送

支援物資の集積・搬送拠点は、1 次物資拠点及び 2 次物資拠点（区物資拠点）として、岡山市からの要請に基づく、岡山県が公的候補施設とする岡山ドーム、岡山県が協定を結ぶ岡山倉庫協会・岡山県トラック協会の民間候補施設より選定する。また、搬送手段としては、岡山県が協定を締結している岡山県トラック協会構成会社等を想定する。

(3) 物的受援フロー

物資要請から受入、配送の全体フローについて以下に示す。



7. 受援力・災害対応力の向上

本計画は、国・県等の動向や最新の知見を踏まえ、随時計画の見直し・改善を図ることが必要であり、受援計画の立案（計画（Plan））、計画・訓練の実施（実行（Do））、効果の評価（評価（Check））、計画の見直し・改善（改善（Act））により構成される PDCA サイクルを構築し、それを着実に推進していくことが重要である。

このような PDCA サイクルに基づき、本計画は、岡山市地域防災計画や岡山市業務継続計画（震災対策編）との整合の観点から、各計画の更新時に必要な修正を行うものとする。